

平成 2 8 年 第 1 0 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 8 年 5 月 2 4 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	上 野 操
委員	松 原 秀 成
委員	尾 上 郁 子
委員	石 井 正 治

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	川 勝 賢 治
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	高 橋 和 彦
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	飯 田 常 雄

白井教育長	<p>開 会 時 刻 午後 1 時</p> <p>ただいまから、平成 2 8 年第 1 0 回教育委員会定例会を開催します。 日程第 1、署名委員を決定します。上野委員と尾上委員にお願いします。 続いて、日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに第 3 3 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題とします。本件は、教育に関する予算条例案について、平成 2 8 年第 2 回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第 2 9 条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。議会に上程される前の議案に關することであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第 1 3 条に定める秘密会として審議したいと思ひます。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>全員賛成でございます。これにより会議は秘密会となります。</p> <p>なお、第 3 3 号議案については、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能とさせていただきます。</p> <p>〔第 3 3 号議案にかかる審議、政策形成過程終了につき公開〕</p>
教 育 長	<p>それでは、第 3 3 号議案を審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
柴田教育推進課長	<p>第 3 3 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。1 枚おめくりいただきまして、区長からの教育長宛てのこの議案についての文書でございます。</p> <p>記書きでございます。第 1、平成 2 8 年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分。2、江戸川区職員の退職管理に関する条例中教育の事務に関する部分。3、江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例、以上 3 点につきまして、意見聴取が来ております。順次、ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、1 点目、平成 2 8 年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分につきましてでございます。お手元に資料といたしまして、縦書きの物、A 4 判でご用意をいたしました。まず、歳入でございます。国庫支出金、</p>

国庫委託金、教育費委託金、中学校夜間学級設置促進事業費国庫委託金であります。今回の補正額は10万8,000円、本事業の委託を受ける申請を行い、平成28年度区市町村委託事業の決定の内報を受けたということで、ここで計上させていただくものです。ご承知のとおり、小松川第二中学校の夜間中学の部分でございます。

2点目でございます。都支出金、都補助金、教育費補助金、理科観察実験支援事業費都補助金であります。こちらにつきましては、今回の補正額、208万円でございます。これにつきましても、3月31日付で交付の内定通知があったため、ここで計上させていただきました。内容でございますが、総額624万2,000円の3分の1の補助率ということで、都からの補助金をいただいたものでございます。

次に、都委託金、教育費委託金、スーパーアクティブスクール設置費都委託金、アクティブライフ研究実践校設置費都委託金、以上その下にもございますが、こちらにつきましては、都の委託事業ということで申請をしておりますけれども、ここで内定をいただいたということでの補正の計上でございます。スーパーアクティブスクールにつきましては、今回の補正額60万円、体力向上に先進的に取り組む中学校を指定して、具体的取り組みを研究開発するとともに、中学生の体力向上を具現化するというもので、2校の指定を受けたものでございます。

続いて、アクティブライフ研究実践校推進費都委託金、こちらにつきましては30万円、健康教育に先進的に取り組む小学校を指定し、取り組みを研究開発するというものでございます。1校、30万円の計上でございます。

続いて、日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度育成事業費都委託金、補正額は180万円。こちらは、日本の伝統文化の良さを理解し、さまざまな国や地域の方に日本の良さを発信できる児童・生徒、互いの文化を尊重した交流ができる児童・生徒の育成を図るというもので、20万円の9校分の計上でございます。

続きまして、言語能力向上拠点校事業都委託金、こちらにつきましては、補正額、100万円。概要といたしまして、伝統的な言語文化を理解するための取り組みを推進するというもので、50万円、2校分でございます。

続いて、オリンピック・パラリンピック教育推進事業費都委託金ですが、3,210万円ということで、こちらにつきましては、学習指導要領の目標達成を目指し、四つのテーマと四つのアクションを組み合わせた取り組みを展開するというもので、1校、30万円で、幼、小、中、全107校分でございます。

	<p>続いて、情報モラル推進校事業費都委託金であります。補正額、21万3,000円。概要といたしまして、情報モラル、情報リテラシーに関する取り組みや事業実践を推進するために、情報モラル、情報リテラシー教育の充実を図るというもので、1校の指定を受けたものです。</p> <p>続いて、道徳教育推進拠点校設置事業費都委託金、こちらは40万円。概要といたしまして、指導内容等の先行実施を行うなど道徳教育に先進的に取り組んで研究開発等を行うというものでございます。2校の指定を受けております。</p> <p>裏面、お願いいたします。繰入金でございます。基金繰入金、木全・手嶋育英資金事業費繰入金でございます。補正額は450万円。この内容でございますけれども、給付金につきましては、選考基準を満たす応募者が昨年度多数ございました。予定をしていた5人という採用枠を15人ということで、奨学生を決定させていただきました。これにかかわりまして10名分が当初予算で不足をするということで、10名分の350万円を計上いたしました。もう一点は、入学準備金として、これは翌年度、採用生に対しての準備金を例年5名ということで予定をして当初予算を組みましたが、昨今の貧困対策という観点もありますので、10名ということで来年度の募集枠を設けさせていただくということに伴いまして、5名分、100万円をここで補正をさせていただいて、合わせて450万円の補正額を組ませていただいたものです。</p> <p>続いて、歳出でございます。教育費、教育推進費、木全・手嶋育英資金関係費でございます。ただいま、ご説明したとおり450万円を支出してまいります。教育指導費といたしまして、今回の補正額、3,652万5,000円を先ほどの歳入と見合ったもので、歳出をそれぞれ報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料ということで歳出を組ませていただきました。</p> <p>最後に財源振替でございますが、今回の指導費の中での一般財源で計上していたものを都支出金という形で計上がされましたので、これを一般財源から特定財源に振りかえるというものでございます。説明は以上でございます。</p>
教 育 長	続けて、お願いいたします。
教育推進課長	続きまして、2点目の江戸川区職員の退職管理に関する条例中教育の事務に関する部分でございます。お手元に江戸川区職員の退職管理に関する条例（案）というものをお配りしていると思います。この条例、これは新規の設定でございます。

まず、1条では、今回の条例の趣旨を説明しております。第2条につきましては、再就職者による依頼等の規制。第3条は、この任命権者への届け出について記載がされております。概要について、ご説明申し上げます。

3月に第6回教育委員会定例会におきまして、職員の人事評価に関する規程についてご審議をいただいたところでございますが、当時の地方公務員法の改正の一つとして、今回の退職管理についての改正がございました。これについての規程を今回新たにさせていただくというものでございます。こちらにあるとおり江戸川区職員ということでございますので、区の職員を対象にしております。

その内容でございますが、離職した後に営利企業等に再就職した元職員につきましては、離職前の5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等またはその法人と在職していた地方公共団体との間の契約等の事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする、またはしないように要求または依頼することが禁止されますということです。平たく言いますと、例えば、私が教育委員会事務局で教育推進課長をしておりました。退職をして、その後に、国とか地方公共団体とかそういうところはいいんですけれども、民間のところの事業に行った場合、この教育推進課の事業にかかわることについて、次の課長、例えばここに現職としている課長に対して、働きかけをすることを禁止するというものです。退職した者が離職後にもとの組織についての契約等の事務、等の事務というのは行政処分、こういったものについて、働きかけをすることを禁止をするという内容でございます。

まず、つくりとして、地方公務員法でまず改正が行われまして、一つは、全ての就職者、再就職者、ですから、部長、課長関係なく全職員、全職員について離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけは、離職後2年間禁止をします。それから、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長、これは部長に当たります。部長に当たります職の者が再就職をしたときに、離職前の5年間に、5年以前も含めて、直近下位の内部組織の長の職員についていたときの職務に関する現職職員への働きかけ、これについても、離職後2年間禁止をするというものです。

先ほどちょっと一つ漏れました。全ての再就職者のもう一点の規制ですけれども、在職中に自らが決定した契約、例えば、私が在職中に行った契約、これについて現職の職員への働きかけをすることは、期間の定めなしで禁止をするというものになります。これは全職員がということになります。ここまでは、地方公務員法で規定されています。それ以下の国の部課長級相当職

についていた再就職者、これは、部長以外の管理職ということになります。ですから、私、課長であり、それから、学校長も含まれます。学校長、副校長、園長、副園長も含めてその職にあった者は、離職前5年より以前も含めて、ついていたときの職務に関する現職職員への働きかけは、離職後2年間は禁止をするということを条例で定めることができるという規定になっています。今回、江戸川区としてはこの部分について、条例を制定して規定していきますという内容でございます。

実はこれは、それぞれの自治体で条例ということの定めになりますので、23区の中でも行っているところ、行っていないところがございます。ちなみに、第1回定例会のときに定めた区が11区、11区が既に第1回定例会で規定をしています。江戸川区は今回の第2回定例会でこれを規定していこうというものであります。これについては、罰則もあたり非常に厳しいものになっておりますので、江戸川区としてもこれを規定していきましょうということになったというものでございます。

実際には、4月1日よりこの法律は施行されております。この条例を受けての規則という中で、これは特別区人事委員会で規則を設けております。その規則の中で職も指定しております。先ほど申し上げたとおり統括参事、参事、専門参事、副参事と。それから、特別区が設置した学校教育法第1条に規定する学校の校長、副校長、園長及び副園長ということで、職も規定されております。条例(案)の第3条で、届け出ということについて規定されておりますが、この職に再就職した場合には、届け出をしなければならないということになっております。これは任命権者への再就職の届け出ということで、全てが届け出をしなければならないという規定になっておりますので、人事委員会の規則の中では、氏名ですとか生年月日、そういった届け出をする事項の内容も規定をされております。こうしたことで、この条例を江戸川区としても制定をして、地方公務員法の改正に伴う規定を整備しようというものでございます。2点目は以上でございます。

3点目につきましては、先般、第8回、4月26日の教育委員会におきまして、ご審議いただきましてご決定をいただいた区立学校の設置条例の一部を改正する条例です。横判で新旧対照表ございますが、小松川幼稚園の部分を削るというものでございます。以上、3点についての意見聴取でございます。

教 育 長

これは、31年の施行ですね。

教育推進課長	31年4月1日からの施行ということになります。
教 育 長	今、第33号議案につきまして、3点ほど、三つ説明がありましたが、そのことに関しまして、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。
尾 上 委 員	平成28年度の6月期の補正予算という概要のところのものなんですけれども、都の委託金という中で、この概要を見せていただきまして、オリンピック・パラリンピックというのは全校対象ということと、あと、日本の伝統というのは、日本のしらべを実施している学校のことだなと思うんですけども、スーパーアクティブスクール、また次のアクティブライフ研究というのは、記憶に余りないですけども、今、都、国もこのアクティブラーニングということに対しては非常に力を入れて、そのような教育の方針ということにはわかるんですけども、概要の中にも、要するに1校、2校ということの中で、私たちとしてはこれをどのような形で、手を挙げていただいて決定するのかなと、また、非常に少ない学校数ですから、たくさんの手が挙げた場合にはどのような形で決めていくのかなと、そのことはちょっと教えていただければと思います。
教育推進課長	まず1点目でございますけども、スーパーアクティブスクール、それから、アクティブライフというのは、体力向上になりますので、アクティブラーニングとはまた別になります。
尾 上 委 員	二つともそうなんですか。
教育推進課長	はい。
尾 上 委 員	わかりました。すみません。 それでまた、決め方はどういう形ですか。
市川指導室長	基本、他もそうなんですけれども、こういった指定校については、当然学校に周知をして、学校に手を挙げていただくというのが基本的なやり方です。当然重複したりした場合は、それぞれの学校から申請書いただいたりとか、あと、それぞれの学校の状況の聞き取りを行って、その中で決めていくというのが段取りでやっております。

尾上委員	こちら側から指定をしていくという形ですね。
市川指導室長	<p>そうですね。最終的にはこちらでお願いをするということです。</p> <p>補足ですが、スーパーアクティブスクールとアクティブライフ、若干体力向上とか似ているところもあるんですが、ちょっと補足をさせてください。</p> <p>まず、上に掲げてありますスーパーアクティブスクール、こちらは、中学校、特に、東京都内の小学生の体力が全力でもかなり厳しい状況にあるということを受けて、都の教育委員会が体力向上に特化して効果的なトレーニングをするとか、あと、部活、運動の部活動に参加していない子どもたちにも運動の機会を与えるとか、そういったことをスーパーアクティブスクールでやらしてもらおうというところで指定しています。当然この取り組みは、他の指定していない学校にもその成果や課題を伝えていこうというところでございます。</p> <p>もう一方、アクティブライフのほうは、これは体力向上だけではなくて、例えば栄養とか休養とか、いわゆる健康教育の部分にも視点を当ててやっていくというのが大きな違いになります。ですので、アクティブライフのほうは、人として生きていく上で必要な健康教育をやるというところで、小学校を指定しているというふうな位置づけになります。以上でございます。</p>
尾上委員	ありがとうございます。
教育長	尾上委員、よろしいですか。
尾上委員	はい。
教育長	<p>予算は、それはその予算が今回つくということで、歳入があるということが中心だと思います。そうですね。</p> <p>よろしいでしょうか。いいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>では、特段ないようでございますので、異議なしと決定し、区長にその旨、回答させていただきます。</p> <p>秘密会はここまでといたします。</p> <p>続いて、第34号議案、平成28年度学校評議員の委嘱についてを議題と</p>

<p>指導室長</p> <p>教育長</p>	<p>します。事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、第34号議案、平成28年度学校評議員の委嘱について、ご説明いたします。</p> <p>まず、学校評議員制度ですが、校長、園長が学校運営に向け、保護者、いわゆる住民等の意見を反映して、その協力を求めるために学校評議員の方から意見をいただくというような目的がございます。それから、学校評議員に学校運営の状況等を知らせることによって、学校運営への協力を円滑にいただくというようなところも目的でございます。こちらにつきましては、各学校の校長、園長からの推薦に基づきまして、区の教育委員会として委嘱するものというふうに位置づけられております。</p> <p>お手元の資料、二つあるんですが、一つは、全体的な傾向であるとか概要をまとめたもの、それから、もう一つは、学校評議員の名簿、各学校から提出された名簿でございます。</p> <p>それでは、概要を示したものに沿って、今年度の傾向等についてご説明させていただきたいと思っております。まず、1番の学校評議員数の変遷でございますが、全体としては、平成27年度よりも28年度が数としては減っております。これは学校数そのものが減っておりますので、この数値が減ったということになります。したがって、右側の1校当たりの平均については、大体6.6というところで大きな変更はございません。</p> <p>続きまして、2番の内訳一覧をごらんください。これは、校種別にそれぞれ学校から上げていただいた評議員の方々の役職の内訳を数値にしたものでございます。まず、全体的な傾向として多いのは、現PTA、それから、旧PTAといった、PTA関係の方が非常に多ございます。ただ、小学校の場合は平成27年度から28年度にかけて、旧PTAの方の数が大分減りまして、その分、他に分散しているというような状況でございます。</p> <p>それから、中学校、幼稚園につきましても、若干、PTAの関係の方が多ございまして、その傾向は例年と大きくは変わらないのかなというふうに思っています。それから、この表の一番右側、新規委嘱、それから、継続委嘱でございますけれども、基本として、継続して委嘱される方が多いというような傾向にございます。それぞれの学校評議員のメンバーにつきましては、別表の名簿のほうをごらんいただきたいというふうに思います。説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	この名簿は、学校から上がったものを打ち直したわけですけど、現時点のものですね。ですから、町会長の充て職みたいなの場合もあろうかと思えますけど、その場合で、もしかすれば、かわる可能性がこれからまだ総会の後ではあるということですね。それでいいですね。
指導室長	はい、そうです。
教育長	ということでございます。何かご質問、ご意見ございましたらよろしくお願ひいたします。 特に評議員の数は、各学校ごとには決まっているんですが、全体で何人ということは、多いところ、少ないところありますが、特に決まっているわけではないですね。
指導室長	教育委員会として定めている設置要領に基づきますと、各学校5名程度という要領になっております。
教育長	見る限り5名より少ないところはなさそうですね。
松原委員	かつて、評議員制度ができたときに、本区でも研修会やっていましたよね、評議員さんの。今はどういうふうになっているんですか。
指導室長	26年度までは、学校評議員研修というのは実施していたんですが、27年度から廃止させていただいております。
松原委員	それは何か理由があるんですか。
中山統括指導主事	基本的に学校評議員の先生方が、なかなか集まりづらいというふうなことがあったというようなことがまず第一だと思います。
教育長	よろしいですか。
松原委員	結構です。
教育長	これを認めていただけたら、各学校が委嘱状を出すということですね、正式にね。教育委員会で認めてね。

<p>教 育 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>第34号議案は原案のとおり決定させていただきます。 続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、児童（生徒）数・学級数についての報告をお願いいたします。</p>
<p>学 務 課 長</p>	<p>前々回に4月1日付の報告をさせていただいておりますけれども、今回、基本調査の絡みで5月1日現在ということで、これが最終、確定バージョンということになります。1番、全児童（生徒）数・学級数というところでございます。小学校、中学校、28年度につきましては、5万571名というのが合計でございます。こちら、通常学級ということでございまして、固定学級を小・中合わせて504ございますので、合わせますと、5万1,075人ということで、前回は申し上げましたが、5万1,000人という数で、前年度、5万2,000人と入れたところが、5万1,000人という形になってございます。</p> <p>3番目の全児童（生徒）数の推移ということでございますが、4月にご説明させていただいたことと同様でございますが、現状言いますと、小学校は減少になっているというところがございます。中学校につきましても、28年度については減少ということで、全体的にも24年度に5万2,702名というところが、今、現状では、5万571名という形で、緩やかに生徒数の減少ということに転じてまいっておりますので、しばらくこの傾向が続いていくというふうなことになるかと思っております。4月の報告と若干、当然4月から5月までに入ってくるお子さんとかがいますので、少し微増で、児童数、生徒数、微増ではございますが、学級数には4月1日と変更はございません。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございました。この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ないようでございますので、報告事項を了承させていただきます。</p>

指導室長	<p>続いて、平成28年度チャレンジ・ザ・ドリームの実施についての報告をお願いします。</p> <p>それでは、平成28年度チャレンジ・ザ・ドリームの実施について、報告させていただきます。このチャレンジ・ザ・ドリームですが、平成17年度から実施しておりまして、対象は中学校2年生の全生徒、それから、内容としては、連続して五日間、職場体験活動を行うといったものでございます。今年度は、9月に葛西中学校をスタートしまして、2月まで各学校でこのような日程で行わせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>チャレンジ・ザ・ドリームの狙いですが、実際には、その職業を体験することというのは一つの切り口なんですけど、多くのことを狙っています。一つが、多くの方々と触れ合ってコミュニケーション能力や社会性、それから、思いやりの心、道徳性などを身につけるといったこと。それから、こういった体験を通して、自分の将来を考える機会とするところ、それから、望ましい勤労観、職業観をもって進路決定や選択に必要な資質や能力を身につけるといったことを狙いとしています。これももうかれこれ10年以上になるんですけども、さまざまな成果等が学校から報告をいただいているところでございます。以上でございます。</p>
教育長	<p>この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>今、幾つぐらいの企業体というか行政他も含めて受け入れていただいていますか。</p>
指導室長	<p>最新の統計をとっているのが昨年度のものになるんですけど、受け入れていただいている事業所は、合計1,733ございました。一番多かったのは、販売業でございます。それが一番多くて、その次が保育や幼児教育、さらにその次がサービス業、そういったような内容でございます。</p>
尾上委員	<p>多くの企業の方々がご協力いただいて、チャレンジ・ザ・ドリームの事業が続いていると思いますけれども、また、大体、本年度事業参加すると次の年度もという形で、連続きつとされているからこれだけの数になっているんだろうなとそう思います。中には、もう一回で懲り懲りだと思っている事業もしくは企業もあるのかなと思いますけれども、私たちは年に1回、発表会を聞かせていただいて、すばらしい成果だとわかりますけれども、企業の方々の研修というか、何かしらのお集まりで労苦をたたえるみたいな、そういう</p>

統括指導主事	<p>ようなものというのは、十何年続いているわけですが、そういったものの企画というはあるんでしょうか。何か、事業者が一堂に会してとか。</p> <p>各学校、ちょっとさまざまな、まちまちにはなっておるんですが、各学校の中でチャレンジ・ザ・ドリームの報告会みたいなことをおやりになられている学校が多数ございます。</p>
尾上委員	<p>学校側で。企業が参加して、企業のほうとしてはこれでいいのかなと思いつつながら、きっと子どもさんを受け入れてくださると思うんですよね。その報告みたいな様子もきっとあるんですよね。こうだったというようなことで成果を見るみたいな。</p>
教育推進課長	<p>私もチャレンジ・ザ・ドリームを受け入れた立場としてなんですけども、参加した方のお礼の手紙ですとかそういったものは必ずいただけます。それを見させていただいて、こういう感想持ったんだとかそういうのは、事業所としては確認ができるということはあるので、それは、それぞれの学校でおやりになっているところです。</p>
尾上委員	<p>区として何かということではなくてね。そうですか。</p>
教育長	<p>学校が、必ず子どもたちが行ったところ回っているでしょう。</p>
教育推進課長	<p>学校のほうが、必ず体験中に1回か2回は必ず学校の教員が訪問して、その様子だったりとか、お困りであることとかをお聞かせくださいというようなことを、子どもたち、必ず冊子を持ってまいりますので、そこにはご協力いただいた事業所の方たちがいろいろコメント、お子さんに対して書く欄もありますし、学校に対して書く欄があります。そういったことも通して、学校側がある程度事業主の方とコンタクトをとっていくという形になっていくと。</p>
教育長	<p>学校は細かくおそらくやっているんですよね。</p>
尾上委員	<p>ありがとうございます。これだけのご協力いただけるということはもうすごいことだなと思います。</p>

教 育 長	<p>他にいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>他にないようでございますので、この報告事項、了承させていただきます。続いて、自然体験教室の開催についての報告をお願いいたします。</p>
指 導 室 長	<p>それでは、教育研究所から自然体験教室の開催について、ご報告させていただきます。こちらは、資料ごらんいただきながらご説明させていただきますが、日程は、7月下旬の二泊三日でございます。場所は、新潟県南魚沼市の塩沢江戸川荘。対象は、区内在住の小学校4年生から中学校3年生までの不登校または不登校傾向にある児童・生徒でございます。申し込みにつきましては、学校サポート教室に通っている児童・生徒については、学校サポート教室を通じて、それから、その他の児童・生徒については、在籍校から申込書を提出していただくということになります。定員は30名程度にさせていただきます。</p> <p>内容としましては、二泊三日の中で、実際にテントを設営してキャンプの生活を体験したりとか、あと、実際にバーベキューなどの調理を自分たちで行うと。あと、それから、中日には登山に行ったり、さまざまな体験活動をプログラムとして考えているところでございます。説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>今、報告を受けましたが、この件に関しまして、質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
石 井 委 員	<p>これまでの参加人数の推移というのはいかがでしょう。</p>
指 導 室 長	<p>ここ3年の参加数なんですけど、昨年が23名、26年度が21名、25年度が14名というところで増加傾向にございます。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
石 井 委 員	<p>はい。</p>
教 育 長	<p>他にございましたら、お願いいたします。</p>

石井委員	不登校気味の子どもたちでもって、1人じゃちょっとなという子は結構いると思うんですね。すごく保護者の方が、じゃあ私も半ばついてきたらというようなそういうことは可能なんですか。
指導室長	基本は、児童・生徒同士が交流を図って、その中で協調性とか自主性を育てていくというのが狙いですので、原則、保護者の方の同行というのはお断りしているという状況でございます。
教育長	ちょっと目的が違うということですか。
指導室長	そうですね。結局、親御さんがもしいるとなると、いろいろなところで依存してしまうところがあるのかなというふうに思いますので、ですから、目的を考えますと、やはり児童・生徒同士の交流の中でということところが非常にソーシャルスキルとしても大事なかなと思います。
教育長	よろしいでしょうか。
上野委員	定員を超えた場合は、申し込み順位で決定していくということですから、ある種、機械的ですね、選ぶのは。 それから、学年も4年から中学3年までという相当離れていますね。それを申し込み順で決めて、その年度年度にいろいろ構成が変わってくると思うんです。その辺は、いかがですか。
指導室長	実際、これまで定員を超えたケースがないというのが、正直なところございまして、ですので、例えば今年度、30名をもし超えたとしても、程度という表現はできるだけ対応してあげようということがございます。
上野委員	多少超えたらみんな受け入れてやると。
指導室長	そうですね。それが50とか60とか、大幅になると難しいところはあるんですが、可能な範囲では積極的に受け入れたいということがございます。今のところ、こういった定員を超えた場合はという表現はありますけれども、実際には、今までそういったことはないということでございます。 それから、実際に、4年生から中学校3年生までと幅広い募集をしているんですが、昨年度の例ですと、小学生で参加されたお子さんはお1人だけで

	<p>した。やはり小学校でも学校のほうで移動教室等をやっていますし、ですから、まだまだ小学校段階ではふなれな部分もあるので、なかなか不登校傾向にあるお子さんがおひとりで、先ほどの話ではないですけど、親御さんのもとを離れてというのは、かなりハードルが高いのかなというところがあります。ですから、実際、中学生の参加がほとんどで、小学校の児童にも門戸は開いているんですが、なかなか応募がないというような状況でございます。</p>
上野委員	<p>生徒本人がむしろ積極的に行きたいという希望があるのか、保護者のほうが教育のために行かせようという気持ちがあるのか、その辺のところもちょっと把握できると有意義じゃないかなと思いますけどね。</p>
指導室長	<p>今後、参加した児童・生徒から感想などをいただくんですね、実際終わった後とかに。そのときに、参加したきっかけとか聞いておくといいですね。わかりました。参考にさせていただきます。</p>
教育長	<p>また、それを報告ください。</p>
指導室長	<p>はい。</p>
石井委員	<p>2点あるんですが、まず、第1点目が、自然体験教室に参加をして、不登校傾向が改善したよというような事例がどのくらいあるかということと、もう一つは、毎年の大体のところでよろしいですが、自然体験教室を開催するに当たっての全体的な費用はどのくらいかかるのか、かかっているのかという2点を教えてください。</p>
教育長	<p>予算のほうは後で調べることにして、何か成果わかりますか。</p>
石井委員	<p>すぐが難しいようでしたらば。</p>
上野委員	<p>いいご質問で、私もそれは知りたい。ただ、感想文なんかを通して保護者はどう思っているか、本人の感想はどうなのかというようなところから効果みたいな成果みたいなものを推測できると思います。</p> <p>それから、もう一つちょっと念のために調べておいてもらいたいと思うのは、例えば、中学生だとすると、1年生に来て、2年、3年と連続して来た子があるかとか、そういうのも意味があると思うんですね。</p>

教 育 長	すみません。石井委員、その質問はちょっと次回ということで。
石 井 委 員	次回で構いません。
指 導 室 長	確認をさせていただきたいと思います。
尾 上 委 員	よろしいでしょうか。自然体験教室で何年目になりましたか、これは。
指 導 室 長	去年で18回目でございます。
尾 上 委 員	18回目、そうですか。それで、さっき上野先生からもありましたけど、自主的に参加されるのか、また、親御さんが行ってといういろいろな思いがあると思いますけれども、今まで行った二泊三日、決して長い日にちじゃないですけども、途中で帰ってきちゃった子とか、そんなことは一切ない、どうなったんでしょうね。自主的に行けるということは、何とかそこまでコミュニケーションがとれるようになってきているのかなと思うんですけど、そういう子はいなかったのかなと、そういうこともちょっと感じました。やっぱり感想みたいなものは大事なことなのかなと思いますね。
教 育 長	学校サポート教室で申し込めて、そこからの子たちと一般というのか、その子たちがどのぐらいの数なのかというのがある程度わかると、学校サポート教室で友達になっているじゃないですか、来ている人たちは。そうすると、友達いっているという感じがするんですけどね。そこがちょっとある程度わかるといいかなと思います。今、資料ないかもしれませんが、研究所のほうでちょっと確認をお願いします。
尾 上 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	次回、そのことについては、調べてお答えさせていただきます。申しわけありませんでした。 よろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長	それでは、ただいまの報告事項を、次回、また回答することを前提に了承させていただきます。
教 育 長	以上をもちまして、平成28年第10回教育委員会定例会を終了させていただきます。 閉会時刻 午後1時51分